

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 14 日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 下 川 夏 実

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 28 日から 令和 7 年 9 月 4 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 11 日 午前 9 時 30 分 宮崎地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 25 日 午前 9 時 50 分 宮崎地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7 年 8 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,589,000 2,071,200	一括	517,800	39,894	0
1	1,597,000				
2	992,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目
 地 番 13 番
 地 目 宅地
 地 積 291.00 平方メートル

- 2 所 在 東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目 13 番地
 家屋 番号 13 番
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 81.22 平方メートル
 2 階 50.54 平方メートル
 (現況)
 種 類 居宅・事務所

物 件 明 細 書

令和 7年 7月 8日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 下 川 夏 実

1 不動産の表示

【物件番号 1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

1 階部分につき、本件所有者が占有している。

2 階部分につき、特定非営利活動法人夜空の星が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありません。また、

記載されている事実や判断も要点のみの簡素なものですので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。また、B I T（不動産競売物件情報サイト）の「お知らせ」ページからダウンロードが可能です。

物 件 目 録

- 1 所 在 東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目
 地 番 13番
 地 目 宅地
 地 積 291.00平方メートル

- 2 所 在 東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目13番地
 家屋 番号 13番
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 81.22平方メートル
 2階 50.54平方メートル
 (現況)
 種 類 居宅・事務所

令和7年(ヌ)第16号

令和7年6月6日受理

令和7年7月3日提出

現況調査報告書

宮崎地方裁判所

執行官 佐藤 浩 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目 |
| | 地 番 | 13番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 291.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目13番地 |
| | 家屋番号 | 13番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 81.22平方メートル |
| | | 2階 50.54平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	「住居表示未実施」	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地 ☐ 公衆用道路	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	・本土地の北西側は市道【目的外土地(121番)】に接する。 ・カーポートが存在する(写真①)。	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☒ 種類: 居宅・事務所 ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☒ その他の者 建物所有者が本建物に配偶者とともに居住している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり(「その他の者」関係)	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	・アマチュア無線用アンテナが設置されている(写真②)。 ・南西側及び南東側はスロープが存在する(写真⑬)。	
執行官保管の仮処分	☒ ない	
土地建物の位置関係	☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)		
占有範囲		☐ 全部 ☒ 一部 (2階)
占有者		☐ 債務者 ☒ 特定非営利活動法人夜空の星
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐
■関係人 (■Aの陳述/■関係書類) の要旨		
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐
占有開始時期		平成16年11月22日 (登記記録上の売買日) ころ
最初の契約等	契約日	平成 年 月 ころ
	期間	平成 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()
	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()
賃料・支払時期等		毎月金 円 (毎月 限り 分支払) ☐ 前払 (年分 円) ☐ 相殺 (分 円)
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐
その他		
執行官の意見		☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者(当事者との関係)	陳述内容等
■門川町役場建設課担当者	1 物件1土地の北西側は、町道(北宮区画2号線)、同土地の南西側は、町道(北宮区画5号線)に接します。
■A(債務者)	1 物件2建物には、私と妻の2人で居住しており、また、同建物で私が代表者である特定非営利活動法人夜空の星というNPO法人の事務所を置いて活動しています。私と同法人との間で同建物を利用するにつきお金のやりとりはありません。 2 上記建物につき、平成17年ころにバリアフリー化のために階段に昇降機を付けたほか、一階廊下の壁の角部分を削り手すりを付けています。私は、アマチュア無線をしており、屋根にアンテナを付けています。また、太陽熱温水器がありますが、現在使っていません。建物内で小型犬1匹を飼っており、廊下の壁の下部分にある湿りは、犬の排尿によるものです。駐車場には、カーゴトレーラーを物置として置いています。 なお、川が近いため、川ガニがよく家に上がってきます。 3 隣接地との境界についての争いはありません。
執行官の意見	
1 物件1土地の全部は、物件2建物の敷地として利用されている(土地建物位置関係図)。同建物の敷地は、駐車場部分より約50センチメートル高く位置し、南東側の庭部分は雑草が繁茂している(写真②)。 2 境界につき、公図(法第14条第1項地図)上では確認できる。現地では、側溝及びブロック積等により概ね確認できる。 3 物件2建物につき、 (1) 経年相当の劣化が認められる。外観は、シミ、カビ、錆及び汚れが見られ(特にカーポート屋根は著しい汚れがある。)、内観については、ペット臭が認められるほか、壁・床のキズ、クロス等の剥がれ、浴室及び便所の汚れ(写真⑫)、2階床のきしみ及びA陳述に沿う犬の排尿によると思われる一階廊下壁部分等の滲みを確認した(写真⑥)。 なお、雨漏り及びシロアリの被害は不明である。 (2) 廊下、階段部分には、手すり、昇降用レール等が設置されている(写真④)。2階の事務室には、特定非営利活動法人夜空の星の関係書類、事務机及びプリンター等が存在する。 4 占有関係は、Aの陳述、関係書類及び現況等から2、3枚目記載のとおり認めた。 5 接道関係につき、登記記録を調査し、物件1土地の北西側目的外土地「121番」の所有者は「建設省(現：国土交通省)」、地目が「公衆用道路」であることを確認した。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

(調査経過用)

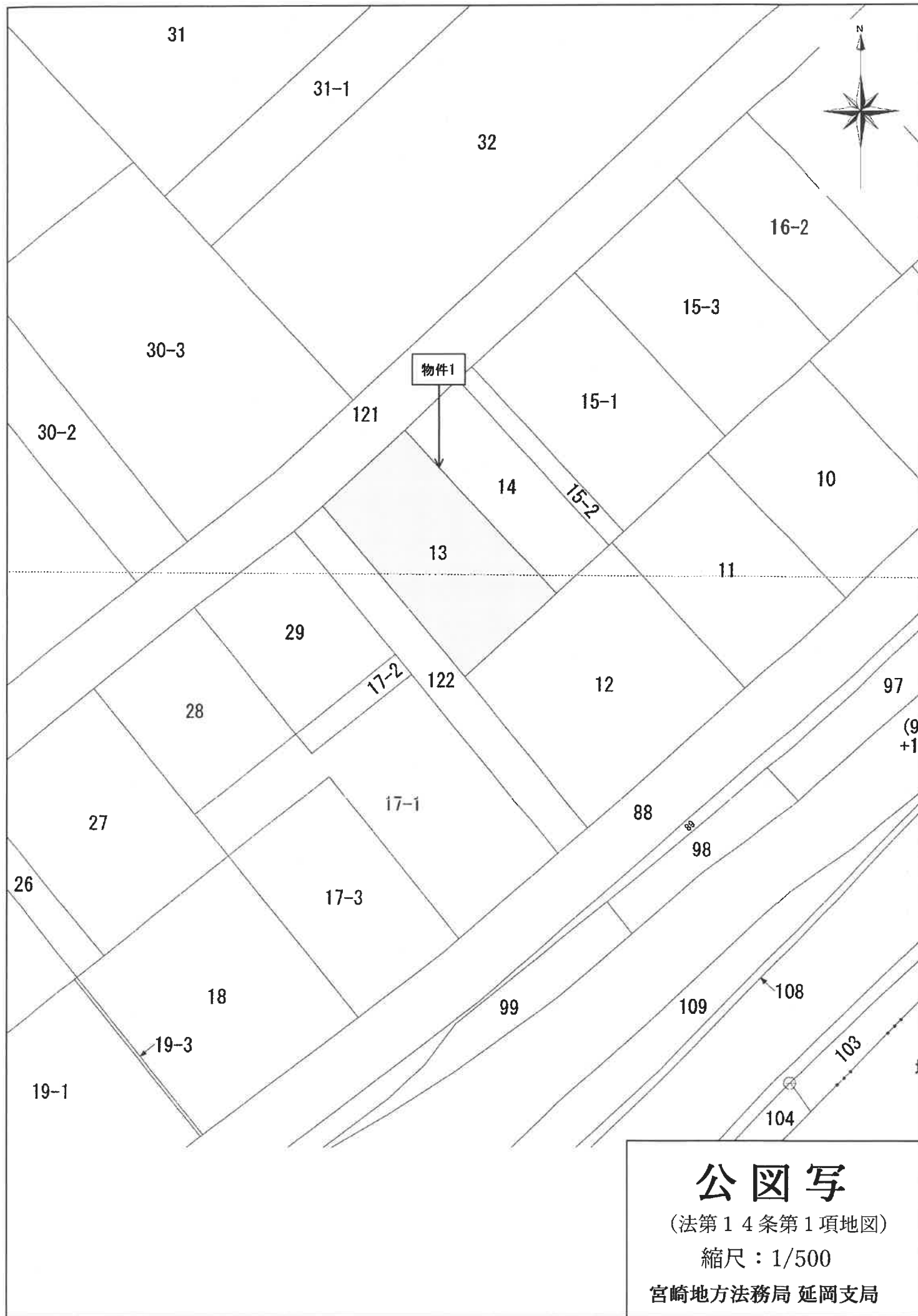
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年6月9日 12:00-12:10(10)	宮崎地方法務局延岡支局	■底地調査 ■公図(白地)・隣接地登記簿取得 □
令和7年6月9日 13:00-13:20(20)	門川町役場	■建物間取図・公課証明書・航空写真(重ね図)取得 ■接面道路調査 □
令和7年6月9日 14:00-14:40(40)	物件所在地	■現地・占有調査 ■Aから聴取 ■外観写真撮影 □
令和7年6月11日 9:00-9:10(10)	宮崎地方法務局	■履歴事項全部証明書取得
令和7年6月19日 14:00-15:00(60)	物件所在地	■評価人同行 ■立入調査 ■Aから聴取 ■写真撮影等 □
令和7年6月19日 16:00-16:10(10)	宮崎地方法務局延岡支局	■履歴事項全部証明書取得

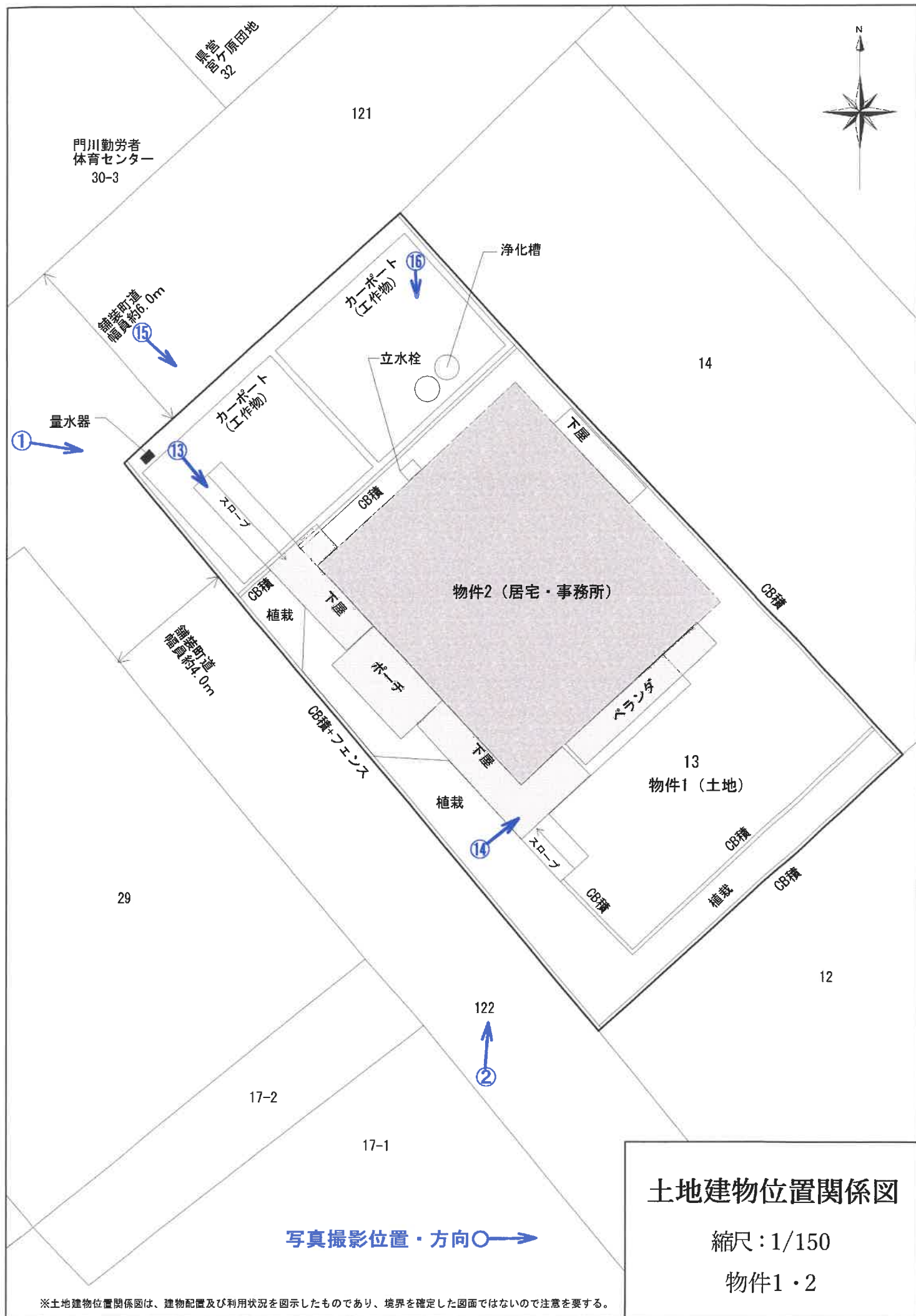
(特記事項)

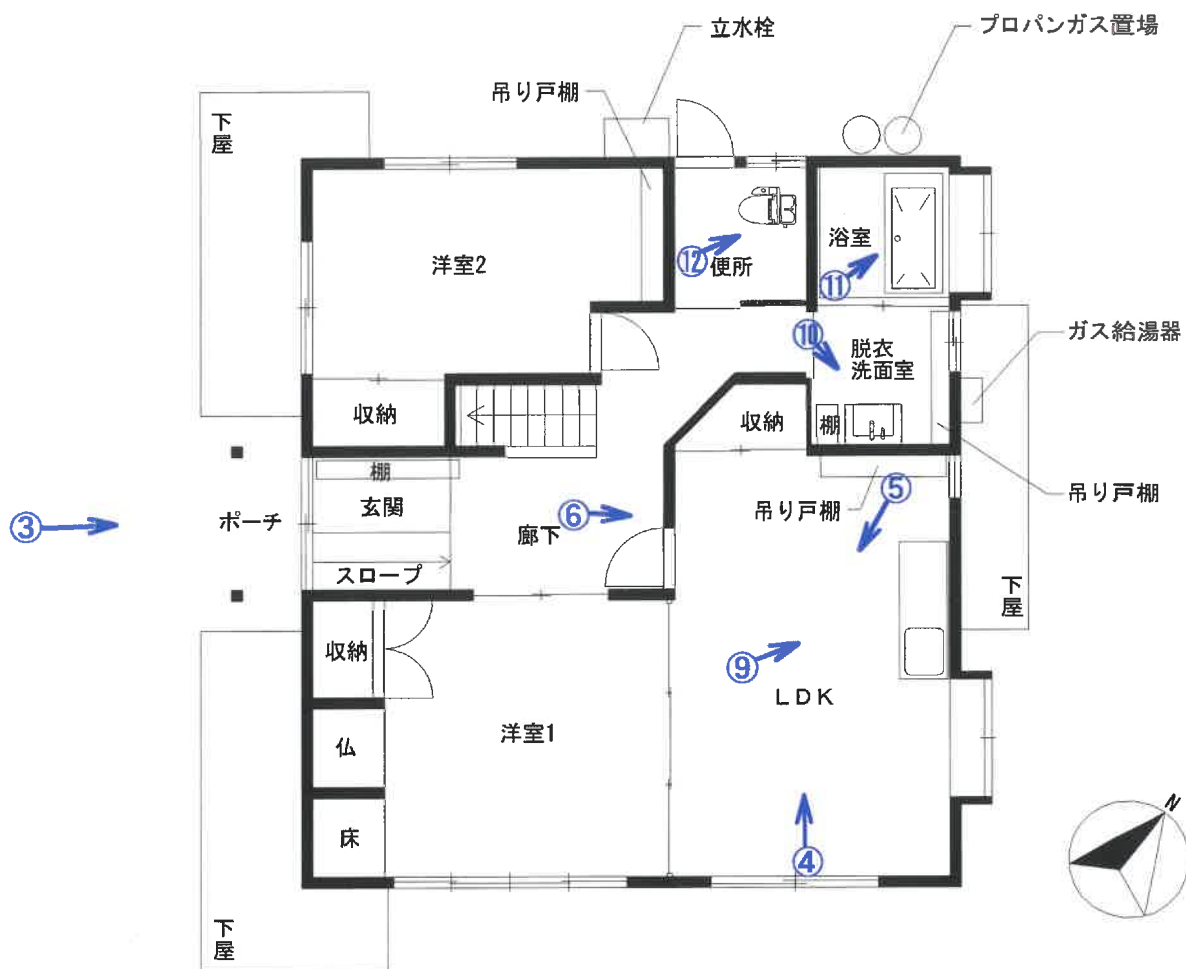
☐ 令和 年 月 日
 目的物件は不在であったため、立会人 を立ち合わせ立入調査した。
 なお、施錠されていることが予想されたので解錠技術者を同行した。

☐ 令和 年 月 日
 休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
 (5枚目)







写真①

外観（東側）



写真②

外観（南西側）



写真③



（9 枚目）

写真④



写真⑤



写真⑥

滲みの状況



写真⑦

昇降用レール



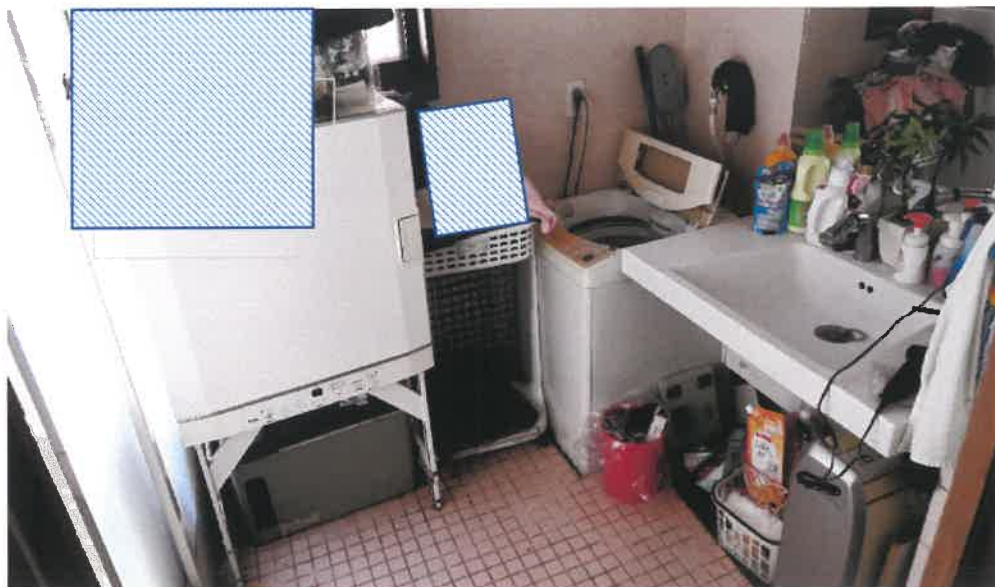
写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬

スロープの状況



写真⑭



写真⑮

カーポートの状況



写真⑯

カーゴトレーラー



副 本

令和 7 年 (又) 第 16 号
令和 7 年 6 月 19 日 現 地 調 査
令和 7 年 6 月 27 日 評 価
現況調査担当 佐 藤 浩 二 執 行 官

宮崎地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

傳田 和之

第1 評価額

一括価格	
金 2,589,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 1,597,000円
物件2 (建物)	金 992,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の割付と超過売却（民事執行法第73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は物件1の土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目 13番 宅地 291.00㎡	登記簿のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目 13番地 13番 居宅 木造スレート葺2階建 1階 81.22㎡ 2階 50.54㎡	居宅・事務所
物件番号	特記事項		
1	特になし		
2	特になし		
住居表示		「住居表示未実施」	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

目 的 物 件	物件 1			
位 置 ・ 交 通	JR日豊本線「門川」駅 北西方 約1.3km (道路距離) 宮崎交通バス「平城北入口」停留所 北東方 約1.0km (道路距離) (別添「位置図」参照)			
付 近 の 状 況	近隣地域は、門川町役場の北方約1.6km(直線距離)に位置し、戸建住宅のほか公共施設や県営住宅が見られる住宅地域である。特段の地域要因の変化はないため、しばらくは同様に推移するものと思料する。			
主 な 公 法 上 の 規 制 等	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% なし(法第22条指定区域) 門川町景観計画 宅地造成等工事規制区域		
面 地 条 件	規 模 間 口 ・ 奥 行 形 状 そ の 他	291.00㎡ 北西間口約12m、奥行約24m 長方形 平坦		
接 面 道 路 の 状 況	北西側：幅員約6mの舗装町道(北宮区画2号線)に等高に接面。 (建築基準法第42条1項1号道路) 南西側：幅員約4mの舗装町道(北宮区画5号線)に等高に接面。 (建築基準法第42条1項1号道路)			
土地の利用状況等	物件2の敷地等として利用されている。 (附属資料「土地建物位置関係図」参照)			
供 給 処 理 施 設		前面道路の敷設	対象物件への接続	備 考
	上 水 道	あり	あり	
	ガ ス 配 管	なし	なし	
	下 水 道	なし	なし	浄化槽
災 害 等 の 危 険 性	津波ハザード	想定浸水深 5.0m～10m		国土交通省 重ねるハザードマップ (評価時点)
	洪水ハザード	特になし		
	高潮ハザード	想定浸水深 0.5m～3.0m		
	土砂災害警戒区域等	指定なし		宮崎県土砂災害警戒区域等 マップ(評価時点)
	そ の 他	指定なし		
埋蔵文化財の有無 及びその状態	門川町教育委員会での聞き取りによると、目的物件は周知の埋蔵文化財包蔵地内には所在しない。			
土 壌 汚 染 の 有 無 及びその状態	住宅地図等による地歴調査及び聞き取り等の結果において、汚染リスクの端緒は確認できない。			
境 界 等	公図(法14条地図)上では確認できる。 現地において町道との境界は有蓋側溝や利用状況から、隣接地との境界はコンクリートブロック積等から概ね確認できる。			
特 記 事 項	①物件2のほか、コンクリートブロック積、カーポート(工作物)、スロープ等がある。 ②登記簿によると平成3年2月16日に土地区画整理法による換地処分が行われている。 ③敷地の南東部分の庭には雑草が覆い繁っている。			

2 建物の概況及び利用状況等

目 的 物 件	物件2	
区 分	主である建物	
建築時期等及び経済的残存耐用年数	建築年月日 増改築等の有無 経過年数 経済的残存耐用年数	平成5年12月3日 (新築) (登記記載) 平成17年頃 便所と廊下で壁を一部形状変更 外構スロープを設置 約32年 経済的耐用年数は終了している。
仕 様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備 その他	木造2階建 スレート (コロニアル) 葺 サイディング ビニールクロス ビニールクロス フローリング、畳、タイル等 給排水衛生設備、電気設備、ガス設備、空調設備等 太陽熱温水器、アマチュア無線用アンテナ
現 況 床 面 積	131.76㎡	(登記簿記載のとおり)
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅・事務所 附属資料「間取図」を参照
品 等	総 合 仕 様 資 材 施 工	普通 普通 普通
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	1階を居宅・2階を事務所として利用している。そのほかは「現況調査報告書」記載のとおり。	
ア ス ベ ス ト	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	
特 記 事 項	①物件2は築後約32年経過している。外観・内観共に経年相応の劣化等が認められたほか、以下の汚損等が認められた。 ・廊下に面する壁や扉の下部が、犬の尿で変色、破損している。 ・廊下の床で沈みが認められた。 ・壁や天井でクロスの剥がれが認められた。 ・屋根に苔が認められた。 ②階段に車いす用階段昇降機が設置されている。ヒアリングから今後取り外される可能性は低いと認められ、現況は建物と一体的に利用されていることから、物件2の附帯設備として考慮した。 ③小型犬を1匹室内で飼っている。 ④建物部分の地盤は、駐車場レベルより約0.5m高くなっている。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	持 分 エ	建付減価 補正率 オ	土地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	18,300	1.02	291.00	100/100	1.00	5,432,000

(内訳)

ア	規 準 と す る 公 示 地 等	門川ー1 (公示地) ※公示地等の概要は第6参考価格資料を参照				
	標 準 画 地 価 格 の 査 定	公示地 (公示価格) 円/㎡	時点 修正	標準化 補 正	地域 格差	標準画地価格 円/㎡
		24,200	$\times \frac{(100)}{100}$	$\times \frac{100}{(102)}$	$\times \frac{100}{(130)}$	$\div 18,300$
	時 点 修 正 率	公示地の価格時点から評価日までの推定変動率である。				
	標 準 化 補 正	方位+2% (格差率) 1.02				
イ	地 域 格 差	街路 条件	交通接 近条件	環境 条件	行政的 条件	その他 の条件
		1.04	$\times 1.00$	$\times 1.25$	$\times 1.00$	$\times 1.00$
ウ	地 積	登記簿記載のとおり				
エ	持 分	登記簿記載のとおり				
オ	建付減価補正率	最有効使用との乖離の程度を考慮して査定。 (格差率) 1.00				

(2) 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ		持分 カ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×カ
			エ 耐用年数法	オ 観察減価		
2	139,000	131.76	0.04		100/100	733,000
			0.05	0.80		

ア	再 調 達 原 価	対象建物の現況の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用。なお、車いす用階段昇降機は古く、現況は経済価値がないものと判断した。
イ	現 況 床 面 積	登記数量による。
ウ	現 価 率	耐用年数法の現価率 × 観察減価
エ	耐 用 年 数 法	$\text{現価率} = \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経過年数} + \text{経済的残存年数}} \right)$
オ	観 察 減 価	物理的・機能的・経済的減価要因を考慮し▲20%と査定。
カ	持 分	登記簿記載のとおり

(エ 耐用年数法の内訳)

物件 番号	残 価 率	経済的残存 耐用年数	経過年数	現 価 率
2	5%	経済的耐用年数は終了している。	32年	0.05

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		効力の及ぶ範囲 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
		利用権	率	割合	面積	
1	5,432,000	物件2の建物 法定地上権	0.30	1.00	(291.00㎡)	1,630,000

ウ	効力の及ぶ範囲	土地建物の配置等から概測して上記のとおり判定した。
---	---------	---------------------------

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権価格の 控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,432,000	－ 1,630,000	1.00	0.70	0.60	1,597,000
2	733,000	＋ 1,630,000	1.00	0.70	0.60	992,000
一 括 価 格 (合 計)						2,589,000

ウ	占有減価修正	修正の必要なし
エ	市場性修正	不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、以下の理由により、なお市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。 ①ペットを室内で飼っており異臭がし、また、廊下等で糞尿しているため、建物の痛みが認められ、修繕費用が必要になると考えられる。
オ	競売市場性修正	評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 規準とした公示地等の概要

公 示 地 番 号	門川ー1
所 在	東臼杵郡門川町宮ヶ原4丁目15番
価 格	24,200円／㎡
位 置	JR日豊本線「門川」駅 650m
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	315㎡
供給処理施設	水道
接 面 街 路	南12.0m 町道
用 途 指 定 等	第二種中高層住居専用地域、60%、200%
地 域 の 概 要	一般住宅、店舗、事務所等が混在する住宅地域

2 固定資産税評価額 [固定資産公課証明書]

年 度	令 和 7 年 度
物 件 1 (土地)	3,624,987円
物 件 2 (建物)	1,700,368円

第7 附属資料の表示

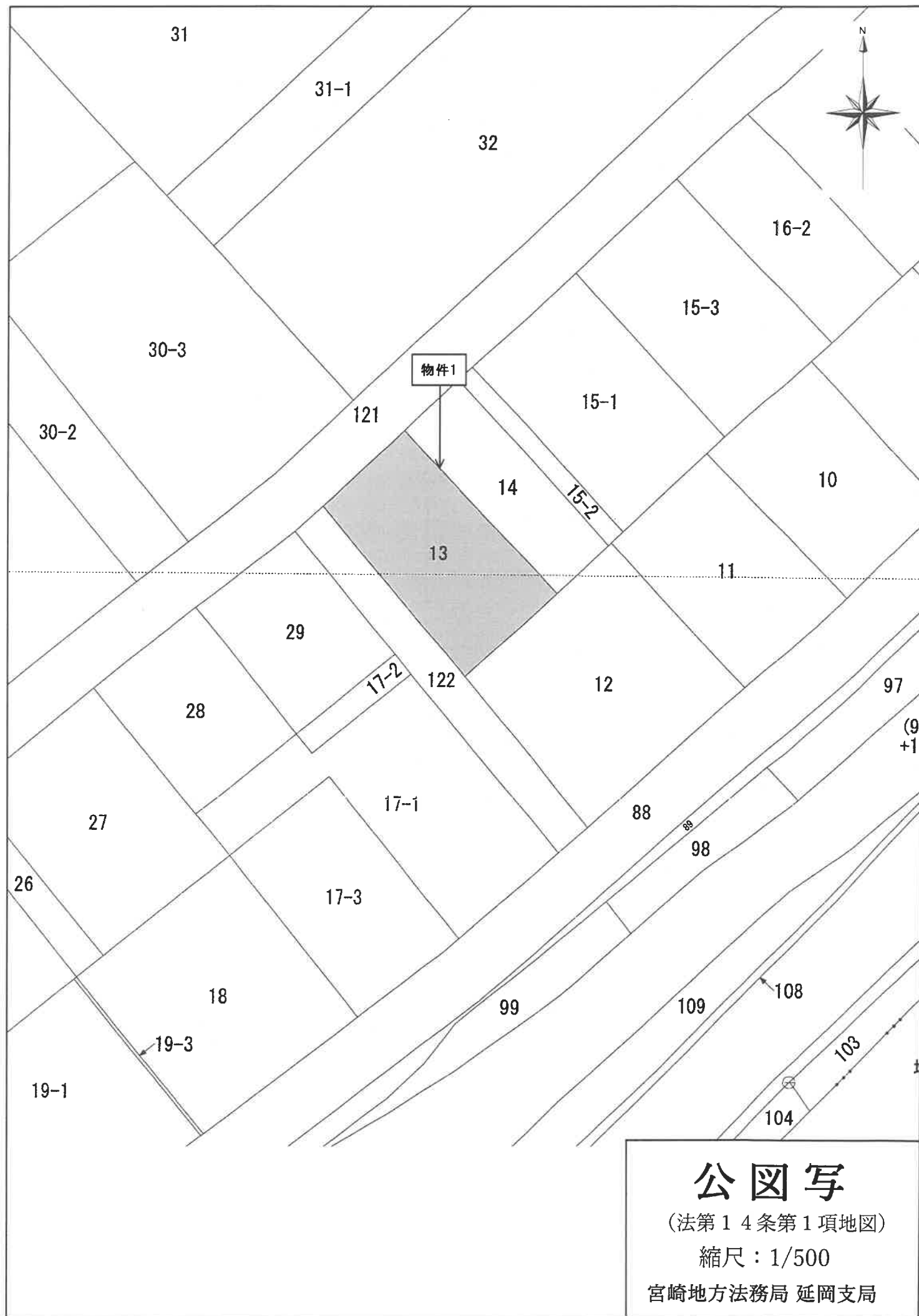
位置図	1 葉
公図写	1 葉
土地建物位置関係図	1 葉
間取図	1 葉
現況写真	1 葉

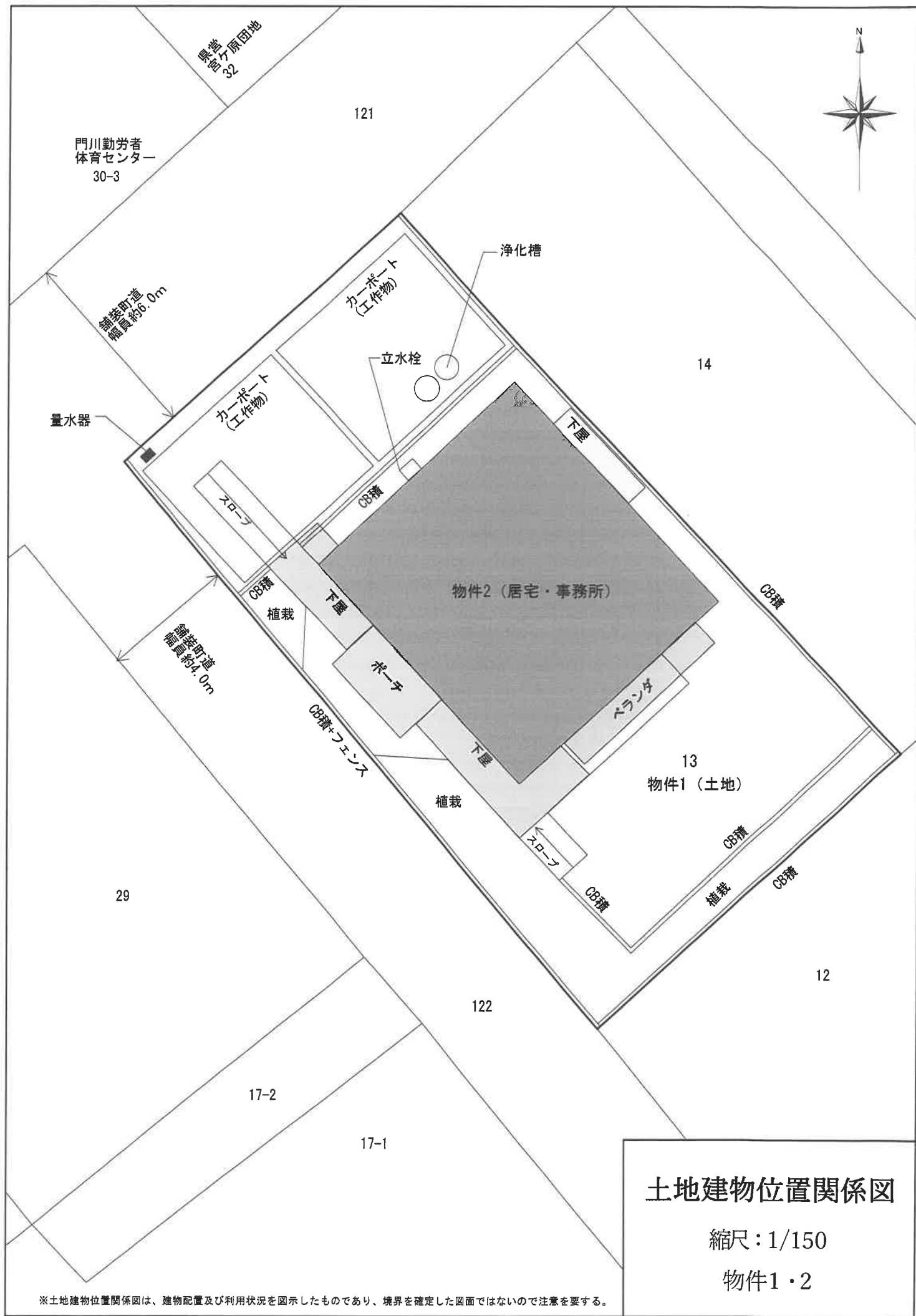


位置図

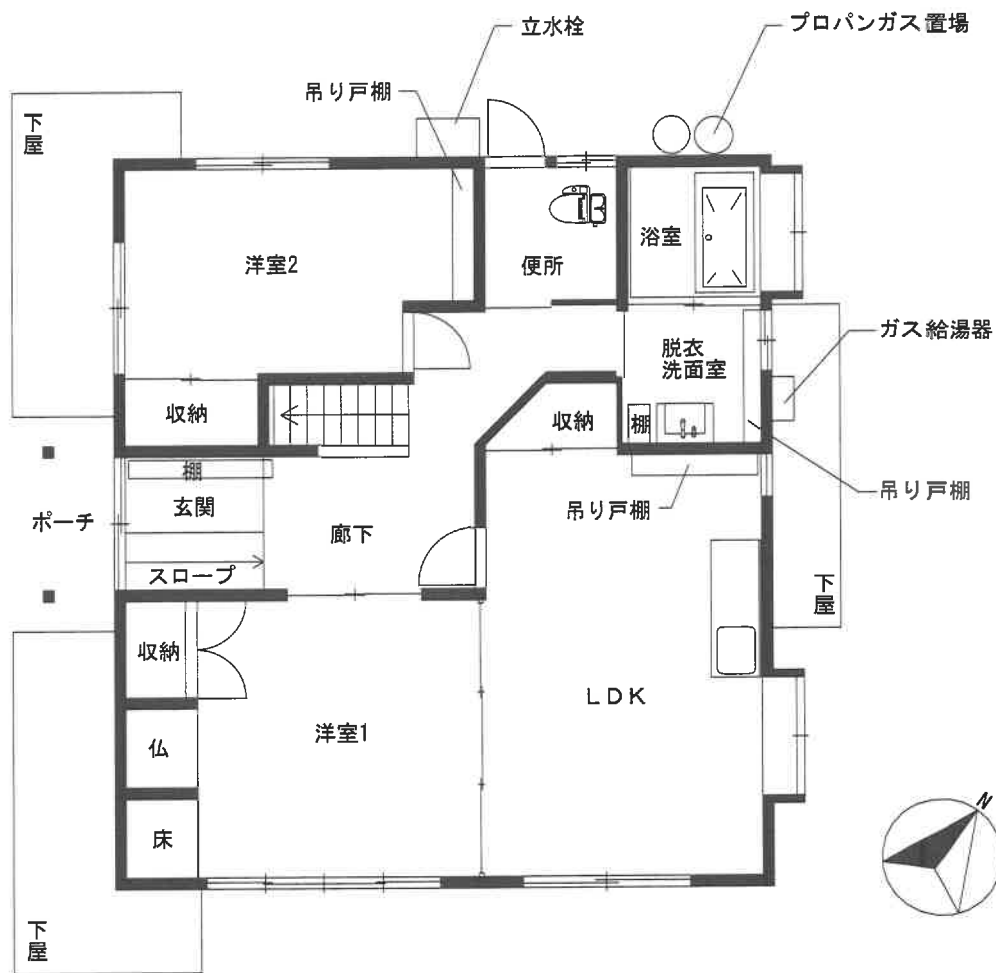
縮尺：1/10,000

国土地理院 電子地形図(タイル)より引用

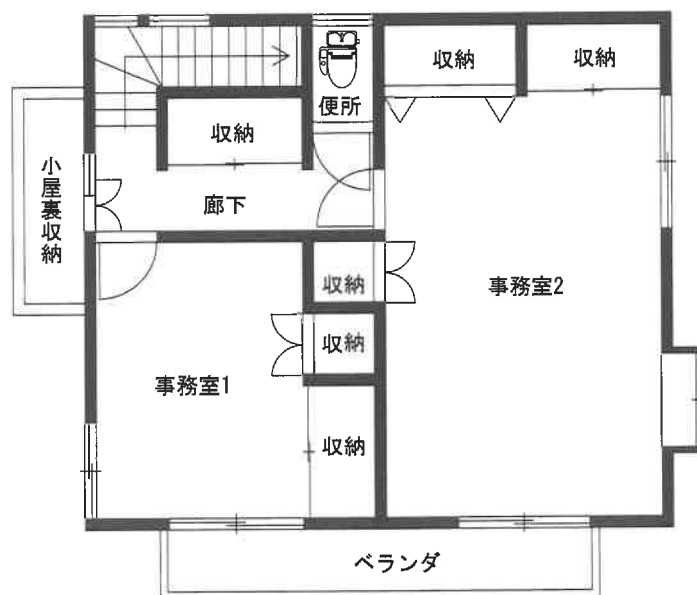




※土地建物位置関係図は、建物配置及び利用状況を図示したものであり、境界を確定した図面ではないので注意を要する。



1階間取図



2階間取図

間取図

物件2(居宅・事務所)

現況写真 北西方から撮影



現況写真 南方から撮影

